

鳴門教育大学附属特別支援学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等についての基本的な考え方

- ・教育活動全体を通じて教職員全員が「いじめ(※)は決して許さない」という強い認識に立つとともに、児童生徒一人一人の特性を踏まえて「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すための適切な指導と必要な支援を徹底する。
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心通い合う人間関係の形成につながる教育活動を推進する。
- ・児童生徒の自己有用感や自己効力感を高めるために、児童生徒一人一人の特性を踏まえた個別の教材やスケジュール等を準備して、自尊感情を高める教育活動を推進する。
- ・いじめは、どの学校、どの児童生徒にも起こりうるものと捉え、全ての教職員が未然防止に取り組む。
- ・些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期から複数の教職員で的確に対応し、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・いじめ問題の発生・発見・通報に対しては、学校は直ちに複数の教員で対応し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認する。また、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する。
- ・いじめた児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度及び特性に応じた方法で指導する。
- ・いじめ問題の発生・発見・通報に対しては、最優先で取り組み、速やかに組織的に対応する。
- ・学校と家庭、関係機関との連携を進め、一人一人の児童生徒が悩みを相談できるような環境整備に努める。

※いじめとは(「いじめ防止対策推進法」第2条)

(定義) この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等の対策のための組織

各組織と役割

(1)「学部会」

- ・学部の教職員で、児童生徒や各学級の現状や指導についての情報交換を積極的に行うとともに、望ましい対応について共通理解を図り、さらに、教科ごとの情報も共有することで、いじめの兆候を見逃さない組織とする。また、各学部内でいじめにつながる事案に気づいた際は、直ちに学部主事に報告をし、学部会にて情報共有・早期対応を進める。

(2)「職員会議(終礼)」

- ・全教職員が参加し、児童生徒の情報の共有を効率的に進めることで、学級の現状や児童生徒個人の状況等を報告し合い、全児童生徒についての共通理解を図る。なお、学部会での解決が十分でない場合は、課題のある事例となった児童生徒の指導の方向性、指導の手立て、及び評価を含め、学部を超えて情報提供し合うことで、より効果的な指導を進める組織とする。

(3)「いじめ防止・生徒指導委員会」

- ・いじめや生徒指導上の問題について、些細な兆候や懸念、児童生徒や保護者からの訴えについて特定の教員が抱え込むことがないように、学校が組織として対応するために「いじめ防止・生徒指導委員会」を設置するとともに、いじめ防止や生徒指導のための取組・年間計画の修正等を実施する組織とする。

<委員会のメンバー>

校長、教頭、該当学部主事、該当担任、指導課長、生徒指導主事、人権教育主事、養護教諭、(スクールカウンセラー)

3 教育相談体制

- (1) 教職員と児童生徒及び保護者、さらには児童生徒間の好ましい人間関係の形成に努める。
- (2) 児童生徒の個人情報に配慮するとともに、「先生に相談すれば秘密を漏らさず、必ず自分を助けてくれる」という安心感や信頼感の基盤を培い、その醸成に努める。
- (3) 保護者と定期的な個人懇談や家庭訪問を実施することで、児童生徒はもとより保護者も気軽に相談できる校内体制を整備し、保護者からの直接相談についても学校全体で受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては、指導を継続するとともに、必要に応じて学部主事・養護教諭・教頭が相談に加わり、医療機関や行政・関係機関との連携についても積極的に図るようにする。
- (5) 児童生徒や保護者に対しては、学級通信や学部通信、学校だより、保護者会便り(すぎのこ便り)、HPでの活動記録、保護者役員会等を通じて、いつでも相談ができる体制について、広報・周知に努める。
- (6) 児童生徒の実態把握・特性理解については、特別支援課及び発達支援センターが窓口となり、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育巡回相談員に諸検査の実施や検査結果の読み取りについて依頼し、校内支援体制を整える。

4 いじめの防止などに関する具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対にしてはいけない」ことを、学校教育活動全体を通じて児童生徒一人一人に徹底する。
⇒学校教育目標に「他者を大切にしながら、健康で豊かな生活を送ることができるような児童生徒を育成する。」を規定。
- ・児童生徒会活動を活発化し、児童生徒会を中心に、各学級・各学部・学校全体で児童生徒がお互いに相手を思いやることのできる温かい雰囲気づくりに努める。
⇒めざす子ども像に「明るく、仲よくできる子ども」を規定。
- ・いじめ防止子ども委員会を設置することで、児童生徒が、いじめ問題を自分のこととして捉え、解決に向けて主体的に取り組もうとする態度と実践力を養う。
- ・道徳教育及び体験活動等の協同学習を通して、自分と他人とでは思いや考えが違うということを知る。その中で他人の役に立ったり、認められたりすることで自己有用感や自己効力感及び自尊感情を育む。
- ・学部会では、定期的にケース会議を実施し、全教職員の共通理解のもとで個々の教育的ニーズに即した教育活動を進める。
- ・学部会で未解決の事例や成果の見られた事例は、職員会議(終礼)における「児童生徒情報」で報告する。
- ・児童生徒一人一人の特性を踏まえた分かりやすい授業づくり、対話的な授業づくりに努め、体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ネット上のいじめ防止については、日頃から情報モラル教育の充実を図るとともに、SNSを利用している生徒には、家庭と協力して、その適切な使い方や不適切な表現についても個別に指導を行う。学校の授業で使用しているタブレット端末を長期休業・臨時休校・卒業時に家庭に持ち帰る際には、保護者に対して情報モラルの理解・啓発に努める。なお、必要に応じて、警察やプロバイダーと連携して対応する。

(2) アンケートを用いた早期発見への取組

- ・学校生活についてのアンケートを定期的実施し、早期発見・早期対応をする。
- ・学級担任は、毎日の授業以外に、登校時の保護者との情報交換や連絡帳の記載の確認及び必要に応じて電話連絡を実施することで、児童生徒一人一人の状況について日々把握する。
- ・学級担任・教科担当を中心に、集団化を促す題材を授業に設定することで、児童生徒の人間関係の形成・把握に努める。
- ・各学級の児童生徒に対して、授業の中では道徳心や社会性の育成についての教材を取り入れ、児童生徒から、いじめの訴えや情報及び兆候に該当するような発言があった場合には個別面談を実施する。
- ・個別面談以外に、学校生活についてのアンケート、日常会話の中での聞き取りや相談を行う。また、スクールカウンセリングを積極的に活用する。
- ・教育活動全般においてポジティブな行動支援を活かしながら児童生徒との信頼関係を形成するとともに、いじめの兆候の早期発見に努める。
- ・連絡帳や電話、登下校時の申し送り等にて、日頃から保護者と連絡を密に行い、家庭との信頼関係を構築する。いじめの兆候についての情報があれば、学部主事と相談後、管理職に指示を仰ぎ、事実確認や正確な状況報告を行う。

5 いじめへの対処

(1) いじめを発見・通報を受けた時の早期対応

- ・いじめの訴えや情報及び兆候があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく正確・迅速に事実関係の把握に努める。
- ・速やかに当事者双方や周囲の児童生徒及び教職員から聞き取りを行い、必要な調査を実施し、「いじめ防止・生徒指導委員会」において、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ・「臨時学部会」「臨時職員会議」等を通じて、いじめの情報を共有し対応方針について全教職員で共通理解を図り、指導の方向性を明確にするとともに、保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議を行う。
- ・鳴門教育大学附属学校部長及び附属学校課を通じて鳴門教育大学に報告し、関係機関との連絡調整を行う。

(2) いじめへの対処

- ・いじめを受けた児童生徒を保護し、不安を取り除くとともに、安心して登校できる環境を整える。電話連絡や家庭訪問を行うとともに、保護者の同意のもと、不安の状況に応じて学校医や主治医に相談する。
- ・いじめた児童生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行う。また、二度といじめを起こさない環境を学校全体で整えるとともに、いじめの背景についても検証を行い、いじめた児童生徒の人権意識の涵養について、特性に応じて育むようにする。
- ・いじめた児童生徒への成長支援の観点「社会性の向上、児童生徒の人格の成長」を含めた指導を行う。
- ・特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭を中心に教育相談を実施し、全教職員で加害者・被害者双方の子どもの心のケアを図り、必要に応じて本学心理臨床コースに助言を求める。
- ・保護者会役員会等で、いじめ発生及びその後の経過を報告するとともに、心の教育の充実を図り、誰もが大切にされるいじめを許さない学校づくりを進める。

6 校内・校外研修

- ・児童生徒理解や特別支援教育に関する研修、いじめ問題を始めとする生徒指導上の諸問題に関する研修、及び人権教育に関する研修について、担当者が参加するとともに、研修報告や資料の回覧を行う。
- ・児童生徒の特性理解のために、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育巡回相談員の専門性向上として、県教委主催の研修会に参加する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対して、効果的に対処することができるよう適宜研修を行う。

7 重大事態への対処

いじめによる重大事態(※)及び緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに、学部主事及び教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により迅速に事実関係の把握を行う。関係児童生徒や教職員からの聞き取り後、速やかに「臨時いじめ防止・生徒指導委員会」を開き、支援体制をとるなど「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)に沿った対処を行い、問題解決にあたる。

また、直ちに鳴門教育大学担当副学長(附属学校部長)に報告して、鳴門教育大学と連携して対処を行う。

※重大事態とは(「いじめ防止対策推進法」第28条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

8 取組の評価

- (1) 「いじめ基本方針」を学校全体に周知し、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた学校生活についてのアンケート期間の終わりには、教員向けアンケートを実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) アンケート結果から児童生徒のいじめの早期発見や対応に生かすことができたかを検証し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

(4) 学校の取組については、終礼にて報告する。必要に応じて各関係機関(文部科学省・鳴門教育大学等)へ報告又は調査結果を提出する。

※文部科学省から鳴門教育大学を通じて「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の依頼が来るため、学校の取組を報告する。

9 年間計画

	「いじめ防止・生徒指導委員会」等		未然防止に向けた取組		早期発見に向けた取組	
4月	<いじめ防止・生徒指導委員会> ↓ ・指導体制, 指導計画の確認 (回議にて承認) <職員会議又は終礼> ・教員間共通理解 <保護者会総会> ・啓発活動 <いじめ防止こども委員会>	※事案発生時 緊急いじめ防止・ 生徒指導委員会 の開催	・職員会議 ・学部会 ・人間関係作り ・授業作り ・共同学習 ・日常観察 ・保護者との連携(連絡帳・電話・ 登下校時の申し送りなど)	・日常観察 ・個別面談 ・保護者との連携(連絡帳・電話・ 登下校時の申し送りなど)		
5月			<個人懇談>			
6月					学校生活についての アンケート	
7月	<保護者会役員会> ・啓発活動 <いじめ防止こども委員会>		<家庭訪問>			
8月	<生徒指導に関する研修>					
9月	・前期取組点検評価・改善					
10月						
11月						
12月						
1月						
2月			<個人懇談>		学校生活についての アンケート	
3月	<いじめ防止・生徒指導委員会> ↓ (回議にて承認) ↓ ・本年度のまとめ ・次年度の課題 <職員会議又は終礼> ・教員間共通理解 <いじめ防止こども委員会>	↓		↓		↓

